

大阪府後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する
条例

〔平成19年1月17日
大阪府後期高齢者医療広域連合条例第12号〕

(趣旨)

第1条 大阪府後期高齢者医療広域連合の特別職の職員の報酬及び費用弁償並びにその支給方法は、この条例の定めるところによる。

(報酬)

第2条 特別職の職員に支給する報酬は、別表第1のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬は、月額の設定のあるものは当月中に、日額の設定のあるものはその都度支給する。

2 月額の設定のある者が、月の途中においてその職についてたとき、又は任期満了、辞職等によりその職を離れたときは、日割計算によるものとする。

(費用弁償)

第4条 特別職の職員が公務のため旅行したときに支給する費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とする。

2 大阪府後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第14号）の規定中鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当並びに管内における旅行の場合の旅費に関する規定は、特別職の職員の費用弁償について準用する。

3 前項の規定にかかわらず、特別車両料金を徴する客車を運行する路線による旅行をする場合における鉄道賃には、当該特別車両料金及びこれに付随する費用を含むものとする。ただし、別表第1のその他の特別職のうち非常勤の者を除く。

4 第2項の規定にかかわらず、運賃の等級を設けない船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合における船賃には、当該特別船室料金及びこれに付随する費用を含むものとする。ただし、別表第1のその他の特別職のうち非常勤の者を除く。

5 別表第1のその他の特別職のうち非常勤の者であって、報酬が月額で定められているものについては、通勤に要する費用として広域連合長が定めるところにより算出した額を支給することができる。

6 前各項に規定するもののほか、特別職の職員が職務を行うために要した費用は、これを弁償する。

(費用弁償等の支給方法)

第5条 特別職の職員の費用弁償の支給方法については、この条例に定めるもののほか、一般職の職員の例によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年条例第3号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

| 職名 | 区分 | 報酬の額 |
|--------------------|------------|---------------------------------------|
| 広域連合長 | 月額 | 5,000円 |
| 副広域連合長 | 月額 | 4,000円 |
| 選挙管理委員会委員長 | 日額 | 5,000円 |
| 選挙管理委員会委員 | 日額 | 4,000円 |
| 識見を有する者から選任された監査委員 | 日額 | 7,000円 |
| 議員の中から選任された監査委員 | 日額 | 5,000円 |
| 公平委員会委員 | 日額 | 4,000円 |
| 公務災害補償等認定委員会委員 | 日額 | 8,000円 |
| 公務災害補償等審査会委員 | 日額 | 8,000円 |
| 情報公開審査会委員 | 日額 | 8,000円 |
| 個人情報保護審議会委員 | 日額 | 8,000円 |
| 行政不服審査会委員 | 日額 | 8,000円 |
| その他の特別職のうち非常勤の者 | 日額又は 月額 | 予算の範囲内において常勤の職員の給与との均衡を考慮して広域連合長が定める額 |